資格試験

社会保険労務士試験

第58回・2026年

全 78 問・510 候補・肢の解説　|　解説集



資格 Hub

第 1.0.0 版　2026 年 10 月 22 日

目次

第 58 回・2026 年　　78 問

選択式 労働基準法・労働安全衛生法　1 問
問 1　退職証明・事業場外労働・打切補償・安全管理 3

選択式 労災保険法　1 問
問 2　遺族一時金・複数就業・支配下・併合繰上げ 5

選択式 雇用保険法　1 問
問 3　被保険者の定義・出生後休業支援・保育費用 7

選択式 労務管理その他の労働一般常識　1 問
問 4　障害者雇用・賃金統計・使用者性・育休公表 9

選択式 社会保険一般常識　1 問
問 5　生存権・国年免除割合・確定拠出年金の目的 11

選択式 健康保険法　1 問
問 6　第三者求償・保健事業・標準賞与額の上限 13

選択式 厚生年金保険法　1 問
問 7　遺族の四分の三・財政検証・定時改定・在職 15

選択式 国民年金法　1 問
問 8　脱退一時金の請求制限・年金改定・財政均衡 17

目次

第 58 回・2026 年　　78 問

択一式 労働基準法・労働安全衛生法　10 問

問 1 均等待遇・災害補償・平均賃金 19
問 2 労働契約解除・賠償予定・解雇 20
問 3 賃金支払の五原則 21
問 4 一年単位の変形労働時間制 22
問 5 割増賃金の算定基礎 23
問 6 年次有給休暇の管理・継続勤務 24
問 7 就業規則・意見聴取・減給制裁 25
問 8 安衛法の定義 26
問 9 雇入れ時・作業変更時の安全衛生教育 27
問 10 健康診断の費用・特定業務・深夜業 28

択一式 労災保険法・徴収法　10 問

問 1 業務遂行性・出張・療養中の再負傷 29
問 2 給付基礎日額の特例 30
問 3 未支給給付・内払・第三者行為 31
問 4 セクハラによる心理的負荷の評価 32
問 5 特別支給金の性質・金額・申請期限 33
問 6 複数業務要因災害 34
問 7 家事従事者の適用・特別加入 35
問 8 労災保険率・賃金総額の特例 36
問 9 確定保険料の不足・超過・還付 37
問 10 徴収法の罰則・両罰規定 38

択一式 雇用保険法・徴収法　10 問

問 1 公務員等の雇用保険適用 39
問 2 被保険者資格の確認・不服申立て 40
問 3 離職理由の区分 41
問 4 基本手当の支払・移管・代理受領 42
問 5 広域・全国・訓練延長給付 43
問 6 高年齢求職者給付金 44
問 7 育児休業給付のみなし被保険者期間 45
問 8 保険関係成立届の提出先 46
問 9 延滞金の日数・一部納付・端数 47
問 10 労働保険事務組合の事務・報奨金 48

択一式 労働・社会保険一般常識　10 問

問 1 令和 5 年若年者雇用実態調査 49
問 2 令和 6 年度雇用均等基本調査 50
問 3 令和 6 年労働争議統計 51
問 4 労働契約法・就業規則・懲戒の判例 52
問 5 社会保険労務士法の使命・業務・登録 53
問 6 確定給付企業年金の裁定・権利保護 54
問 7 確定拠出年金の運営主体・掛金納付 55
問 8 国保の被保険者・住所地特例・審査請求 56
問 9 後期高齢者医療の給付・財政 57
問 10 児童手当の対象年齢・支払期・時効 58

択一式 健康保険法　10 問

問 1 給付制限・高額療養費の時効・被扶養者 59
問 2 資格喪失・任意継続・賞与届 60
問 3 人工妊娠中絶・賞与の報酬化・高齢者の負担割合 61
問 4 医療協議会への諮問・移送費・資格取得時決定 62
問 5 組合の会計・規約・付加給付・財政調整 63
問 6 傷病手当金の労務不能・出産手当金・資格確認 64
問 7 子ども・子育て支援金率と保険給付 65
問 8 19〜22 歳の被扶養者収入基準 66
問 9 任意継続の前納・老齢年金調整・入院食 67
問 10 定時決定・随時改定・資料提供の主体 68

択一式 厚生年金保険法　10 問

問 1 障害厚生年金の併合・加給・支給停止 69
問 2 適用事業所・士業・船舶・一括適用 70
問 3 短時間労働者・種別別の適用・在職定時改定 71
問 4 遺族年金の停止・再婚・養子縁組・退職改定 72
問 5 在職老齢年金の対象月・現物報酬・繰上げ 73
問 6 加給の停止・20 歳前初診・改正法の給付調整 74
問 7 障害手当金・診断書の作成時期・離婚分割 75
問 8 遺族の範囲・適用除外・併給 76
問 9 繰下げ・加給・65 歳時の請求・70 歳届出 77
問 10 障害改定請求・離婚時みなし期間・女性の支給年齢 . 78

択一式 国民年金法　10 問

問 1 一部免除・猶予・追納と滞納処分 79
問 2 併給調整・任意停止・透析の認定日 80
問 3 産前産後免除の対象・期間・給付への反映 81
問 4 前納後の資格変更・免除と還付 82
問 5 追納の十年・一部免除残額・加算 83
問 6 種別変更・学生特例申請・扶養認定 84
問 7 免除事務・合算対象期間・障害と遺族 85
問 8 付加年金・納付済みの時点・国民年金基金 86
問 9 振替加算・付加年金の繰下げ・学生特例 87
問 10 支払端数・出生後改定・障害併合・死亡一時金 88

問 2

第 58 回・2026 年　選択式 労災保険法　遺族一時金・複数就業・支配下・併合繰上げ

遺族一時金・複数就業・支配下・併合繰上げ

公式選択式 PDF・問 2（6 ページ）

正答	判定の軸
A=3、B=2、C=4、D=1、E=3	遺族一時金・複数就業・支配下・併合繰上げ

正答の理由　正答は A=3、B=2、C=4、D=1、E=3 です。

各候補・各肢の判断

A ①　不適切。遺族補償一時金の差額判定は給付基礎日額 1,000 日分が基準です。365 日分ではありません。

A ②　不適切。600 日分はこの一時金の法定基準額ではありません。既支給年金を 1,000 日分から差し引きます。

A ③　A に適合。受給資格者が全て失格し、既支給年金合計が 1,000 日分未満なら、その差額を遺族補償一時金として支給します。

A ④　不適切。1,200 日分は労基法の打切補償の数値です。労災の遺族補償一時金と混同しません。

B ①　不適切。30 万円 ×3 か月 ÷90 日＝ 1 万円は Y 社分だけです。Z 社分を加える必要があります。

B ②　B に適合。Y 社は 90 万円 ÷90 日＝ 1 万円、Z 社は 36 万円 ÷90 日＝ 4,000 円で、合計 1 万 4,000 円。複数就業では日給制の最低保障を各社分へ加算せずに合算し、各社の最低保障額の最高額 6,000 円よりも高いため、1 万 4,000 円となります。

B ③　不適切。本問の 90 暦日と賃金額から 1 万 4,250 円にはなりません。就業先ごとの平均賃金を合算します。

B ④　不適切。Z 社の日給の 6 割 6,000 円を Y 社の 1 万円へ足す計算ではありません。通達の特例により最低保障を適用しない額を合算し、その合算額と各事業場の最低保障額の最高額を比較します。

C ①　不適切。雇用主の影響があるという程度では、判例の業務遂行性の要件を表せません。

C ②　不適切。管理下も日常語として近いものの、引用された判例が使う概念は労働契約に基づく支配下です。

根拠資料

労災保険法 8 条 3 項・16 条の 6 及び別表／労災保険法施行規則 14 条の障害等級併合／労働基準法 12 条／ 2020 年 8 月 21 日基発 0821 第 2 号・第 1 の 2(1) 及び 3(2)

法令基準日：2026 年 4 月 10 日。根拠資料を開く

問 2（続き）

第 58 回・2026 年　選択式 労災保険法　遺族一時金・複数就業・支配下・併合繰上げ

遺族一時金・複数就業・支配下・併合繰上げ

公式選択式 PDF・問 2（6 ページ）

正答	判定の軸
A=3、B=2、C=4、D=1、E=3	遺族一時金・複数就業・支配下・併合繰上げ

正答の理由　前ページからの続きです。

各候補・各肢の判断

C ③　不適切。具体的な指示を受けている瞬間だけに業務遂行性を限定するものではありません。判例の用語は支配下です。

C ④　C に適合。業務災害には労働契約に基づき事業主の支配下にある状態での災害という要件があります。通常の通勤は、専用交通機関等の特段の事情がなければこの支配下に含みません。

D ①　D に適合。13 級以上の障害が二つあり、重い方の 9 級を一級繰り上げて 8 級とします。

D ②　不適切。重い方の 9 級のままでは、13 級以上の二障害による一級の併合繰上げを反映していません。

D ③　不適切。併合により軽い 10 級へ下げる規定ではありません。等級は数字が小さいほど重くなります。

D ④　不適切。11 級へ下げるのではなく、9 級を 8 級へ一級繰り上げます。

E ①　不適切。391 日分は 9 級だけの額です。13 級の 101 日分を含む併合後の上限額を計算します。

E ②　不適切。正しくは 391 ＋ 101 ＝ 492 日分です。402 日分ではありません。

E ③　E に適合。8 級の 503 日分が各障害の合計 391 ＋ 101 ＝ 492 日分を超えるため、上限の 492 日分を支給します。等級 8 級と支給日数を別に判定します。

E ④　不適切。8 級の 503 日分をそのまま支給すると、各障害の額の合計 492 日分を超えます。併合繰上げの上限により 492 日分です。

根拠資料

労災保険法 8 条 3 項・16 条の 6 及び別表／労災保険法施行規則 14 条の障害等級併合／労働基準法 12 条／2020 年 8 月 21 日基発 0821 第 2 号・第 1 の 2(1) 及び 3(2)

法令基準日：2026 年 4 月 10 日。根拠資料を開く

問 9

第 58 回・2026 年　択一式 労働・社会保険一般常識　後期高齢者医療の給付・財政

後期高齢者医療の給付・財政

公式択一式 PDF・問 9（39 ページ）

正答	判定の軸
D・E	後期高齢者医療の給付・財政

正答の理由　正答は D・E です。A は正しい、B は正しい、C は正しい、D は誤り、E は誤りとなります。

各候補・各肢の判断

A　正しい。特定健康診査は、糖尿病その他政令で定める生活習慣病についての健診です。医療保険者が行う保健事業として位置付けられます。

B　正しい。現に生活保護を受ける世帯員等は適用除外です。ただし、保護を停止されている世帯はこの除外の対象から外れます。

C　正しい。後期高齢者医療給付には療養の給付、食事療養費等、高額療養費・高額介護合算療養費、条例に基づく給付が含まれます。

D　誤り。基準日時点の 95 条 2 項は、負担対象総額見込額の 12 分の 1 に加えて、子ども・子育て支援納付金見込額の 120 分の 1 を合算します。前者だけを総額とする記述は、2026 年 4 月施行の後者を落としています。

E　誤り。保険料率は、おおむね 2 年を通じ財政均衡を保つように定めます。5 年間とする期間が違います。

根拠資料

高齢者医療確保法 18 条・51 条・56 条・95 条・104 条
法令基準日：2026 年 4 月 10 日。根拠資料を開く

問 6

第 58 回・2026 年　択一式 国民年金法　種別変更・学生特例申請・扶養認定

種別変更・学生特例申請・扶養認定

公式択一式 PDF・問 6（64 ページ）

正答	判定の軸
B	種別変更・学生特例申請・扶養認定

正答の理由　正答は B です。A は正しい、B は誤り、C は正しい、D は正しい、E は正しいとなります。

各候補・各肢の判断

A　正しい。厚生年金の被保険者となる者は、20 歳未満でも国民年金の第 2 号被保険者です。第 1 号・第 3 号の 20 歳以上という年齢要件をそのまま適用しません。

B　誤り。指定された学生納付特例事務法人が申請を受けた日に、厚生労働大臣に申請があったものとみなします。法人が機構へ送付した日ではありません。

C　正しい。国内住所を失った日に第 2 号となった場合は、第 1 号の資格をその当日に失います。資格喪失が原則翌日である規定の例外です。

D　正しい。2026 年 4 月以降、給与収入のみ等の所定条件を満たす場合、労働契約上の年間収入で被扶養者認定を行います。契約時に見込みにくい臨時の時間外賃金は、契約による収入見込みへ算入しない扱いです。

E　正しい。第 1 号・第 3 号は 60 歳に達したときに資格を失います。ただし同時に第 2 号となる場合は、第 2 号としての資格が続きます。

根拠資料

国民年金法 7 条・9 条・109 条の 2 の 2 ／ 2025 年 10 月 1 日付の労働契約内容による年間収入の取扱い通知・Q&A

法令基準日：2026 年 4 月 10 日。根拠資料を開く